

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、会計法予算決算及び会計令第74条に基づき公告する。
平成30年7月13日

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 高際 淳一

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成30年度労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所業務用封筒作製
- (2) 仕様 別紙「仕様書」による。
- (3) 納入場所 別紙「仕様書」による。
- (4) 納入期限 平成30年9月28日(金)
- (5) 入札方法 最低価格落札方式による。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の製造」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金及び労働保険)に加入しており、かつ該当する制度の保険料の滞納が無いこと。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
※これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ5(1)に照会すること。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3. 入札参加の受付

- (1) 受付期間及び場所
平成30年7月13日(金)9時00分～平成30年7月30日(月)16時00分まで
長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階 及び 政府電子調達(GEPS)システムにおいて
- (2) 提出するもの
「入札説明書」による。
- (3) その他
入札参加を希望する者は、受付期間内に受付を終了すること。
※入札説明会は実施しないため、入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、随時受け付けることとする。
文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までに疑義等を全て解消しておくこと。

4. 電子入札システムの利用

本案件は、政府電子調達(GEPS)システム(<https://www.geps.go.jp/>)で行う。なお、当システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札に変えることができる。

5. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階
長崎労働局総務部総務課 担当者 会計第一係 渡邊 電話 095-801-0020
- (2) 入札書の受領期限
平成30年7月13日(金)9時00分～平成30年7月31日(火)12時00分まで
※開札に立会う場合は、(3)の期限による。(立会を希望する場合は事前に連絡のこと。)
- (3) 開札の日時及び場所
平成30年7月31日(火)13時30分
住友生命長崎ビル3階 長崎労働局総務部総務課

6. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7. 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

8. 入札保証金及び契約保証金 免除

9. 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

10. 契約書作成の要否 会計法第29条の8及び予算決算及び会計令第100条により行う。

11. その他 詳細は入札説明書による。入札参加者は、入札説明書を熟読し、内容承認のうえ参加すること。

入札説明書

長崎労働局総務部総務課

長崎労働局の下記契約に係る入札については、入札公告、入札説明書及び仕様書等によるものとする。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成30年度労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所業務用封筒作製
- (2) 仕様 別紙「仕様書」による。
- (3) 納入場所 別紙「仕様書」による。
- (4) 納入期限 平成30年9月28日（金）
- (5) その他の事項 本案件は、政府電子調達(GEPS)システム(<https://www.geps.go.jp/>)により執行する。
ただし、特段の事情がある者は、政府電子調達(GEPS)システム案件の紙入札方式での参加について（別紙2）を作成し、参加申込書等提出期限までに提出すれば、書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）を行うことができる。

2. 参加申込書等の提出について

入札に参加を希望する者は、以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出すること。

又、開札日の前日までに支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(1) 提出期間

平成30年7月13日（金）9時00分～平成30年7月30日（月）16時00分まで

(2) 提出場所

長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階

長崎労働局総務部総務課 会計第一係 渡邊 TEL095-801-0020

(3) 提出書類

①共通事項

長崎労働局ホームページから当該「入札説明書」等をダウンロードした場合は、事前に必ず『入札関係書類受領書』を提出すること。（FAXによる提出可）

②政府電子調達(GEPS)システムにより入札を行う場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none">・入札参加申込書（別紙1）・競争参加資格審査結果通知書（写）・誓約書（別紙5）・環境配慮チェックリスト（別紙6）・自己申告書（別紙8） ※別紙6は本年度中に提出済の者は提出不要	スキャナ等により電子データ化したものを政府電子調達(GEPS)システムにより送信すること。 参加申込・入札等を代理人が行う場合は、同システムに定める委任の手続きを完了しておくこと。

③紙入札により入札を行う場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none">・入札参加申込書（別紙1）・競争参加資格審査結果通知書（写）・政府電子調達(GEPS)システム案件の紙入札方式での参加について（別紙2）・誓約書（別紙5）・委任状（別紙4） ※該当者のみ・環境配慮チェックリスト（別紙6）・自己申告書（別紙8） ※別紙6は本年度中に提出済の者は提出不要	持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

(4) その他

上記(3)②、③の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

3. 入札書等の提出について

- (1) 以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。なお、政府電子調達(GEPS)システムにより応札する場合は通信状況により提出期限内に政府電子調達(GEPS)システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うこと。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることはできない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- (2) 政府電子調達(GEPS)システムにより入札を行う場合

①入札書の提出期限

平成30年7月13日(金)9時00分～平成30年7月31日(火)12時00分まで

②入札書の提出方法

入札にあたっては、入札書の書面による提出は不要であるが、スキャナ等により電子データ化した「**入札金額内訳書**」(別紙3-2)を添付して政府電子調達(GEPS)システムにより入札金額を送信すること。

- (3) 紙により入札を行う場合

①入札書の受領期限

平成30年7月13日(金)9時00分～平成30年7月31日(火)12時00分まで

②入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階

長崎労働局総務部総務課 会計第一係 渡邊 TEL095-801-0020

③入札書の提出方法

入札書は別紙3-1の様式にて作成し、入札金額の内訳を別添「**入札金額内訳書**」(別紙3-2)に記入して提出すること。直接提出する場合は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長あて)及び「平成30年7月31日(火)開札「平成30年度労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所業務用封筒作製」の入札書在中」と朱書し、上記3の(3)②へ入札書の受領期限までに提出すること。

郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成30年7月31日(火)開札「平成30年度労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所業務用封筒作製」の入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記3の(3)②あてに入札書の受領期限までの必着となるよう送付すること。

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- (4) 代理人による入札

①代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。各種証明の提出等をシステム上において行う場合は、最初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了すること。

なお、政府電子調達システムにおいては、複数の代理人による応札は認めない。

②代理人が紙により入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は、商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札書の受領期限までに別紙4の様式による代理委任状を提出すること。

なお、復代理人を選任する場合は、別紙4及び別紙4(復代理人用)の2通が必要となるので注意すること。

③入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

4. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (3) 書面による入札において記名押印(外国人の署名を含む)がない者
- (4) 入札書または入札金額内訳書の金額、氏名及び印鑑について誤脱及び判読不可能なものがある者

- (5) 入札書または入札金額内訳書の金額を訂正した者
- (6) 単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書または入札金額内訳書に計算誤りがある者
- (7) 1人で2以上の入札をした者
- (8) 代理人でその資格のない者
- (9) 別紙5の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反する者
- (10) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けた者
- (11) 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反した者

5. 入札の延期等

競争に参加し又はこれに関連する者が共謀結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき、又、入札条件の変更その他必要と認めるときは入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

6. 開札

- (1) 開札の日時及び場所

平成30年7月31日（火）13時30分

長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階 長崎労働局総務部総務課

- (2) 紙入札立会者

開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

- (3) 再度入札の取扱い

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

- ① 再度入札の提出日時及び場所

平成30年7月31日（火）14時30分～平成30年8月1日（水）12時00分まで

※ 紙入札の場合の入札書提出場所については、上記3（3）②の入札場所と同じ。

- ② 再度入札の開札日時及び場所

平成30年8月1日（水）13時30分

※ 開札場所については、上記6（1）の開札場所と同じ。

7. 入札辞退

- (1) 入札を辞退するときは、入札執行前までに、入札辞退届（別紙7）を支出負担行為担当官等に直接持参し、又は、郵送にて行う。
- (2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

8. 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- (1) 入札説明書3に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、公告で示す競争参加資格及び仕様書の要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、そのものにより当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低の価格を入札した者を落札者とすることがある。
- (3) 落札者となるべき者が、二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定する。
- (4) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又はシステムの開札結果の通知書により通知するものとする。

9. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して共謀結託その他の事由により正当な入札でないことが判明したと

きは、落札決定を取り消すことがある。

10. 契約書の作成

落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

11. 再委託について

- (1) 受注者は、原則として当該業務を下請け会社等他者に委託（以下「再委託」という）することはできない。ただし、長崎労働局に対して別途定められた様式により、再委託にかかる承認申請を行い、承認を受けた場合はこの限りではない。（その業務の全部を委託することは認めない。）
なお、当該再委託に係る契約金額が50万円未満の場合は、承認を得る必要はない。
- (2) 長崎労働局は、再委託にかかる承認申請を受け付けた場合は、再委託が必要な理由、再委託額、契約金額に占める再委託の割合等を総合的に勘案し承認するかを判断の上、受注者に通知するものとする。
- (3) 再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、長崎労働局に対し全ての責任を負うものとする。
- (4) 本契約を遵守するために必要な事項について、契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。
- (5) 再委託者の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を長崎労働局に対して提出し、履行体制について明らかにした上で、承認を得なければならない。

12. 代金の支払い

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 『請求書』の宛名は、「官署支出官 長崎労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (3) 当方の支払いは、適法な請求書を受理後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

13. 入札結果（契約情報）の公表

- (1) 政府電子調達(GEPS)システムにより執行した案件については、入札結果を落札者の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。
- (2) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者及び契約金額等を長崎労働局ホームページに公表する。

14. 障害発生時及び政府電子調達(GEPS)システム操作等の問い合わせ先

◎ヘルプデスク 0570-014-889 017-731-3177（IP電話等をご利用の場合）

◎ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

但し、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、3の（3）の入札書の提出場所に連絡すること。

仕様書(封筒)

1. 封筒形態

長崎労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所の封筒(長3・角2・窓付き)

No.1 長3封筒 【クラフト封筒・85g/m²】

No.2 角2封筒 【クラフト封筒・100g/m²】

No.3 窓付特殊サイズ(縦153×横113)封筒通知用(総務課) 【クラフト封筒・85g/m²】

No.5 長崎監督署窓付特殊サイズ(縦153×横113)封筒(労災補償通知用) 【クラフト封筒・85g/m²】

No.6 各監督署窓付特殊サイズ(縦215×横105)封筒(不備返戻用) 【クラフト封筒・85g/m²】

No.7 各安定所窓付長3封筒(求人票送付用) 【クラフト封筒・85g/m²】

No.8 窓付特殊サイズ大(縦310×横225)封筒通知用(職業安定部) 【クラフト封筒・85g/m²】

※No.3~No.8の窓部分については、グラシン等透けて燃える素材を使用のこと

2. 印刷形態(原稿)

長崎労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所の封筒(長3・角2・窓付き)

No.1 長3封筒【表1/裏0 緑色】 郵便番号欄も緑色で印刷のこと

但し、①長崎労働局、および⑨長崎安定所分については、表1/裏1 緑色

No.2 角2封筒【表1/裏0 緑色】 郵便番号欄も緑色で印刷のこと

但し、⑨長崎安定所分については、表1/裏1 緑色

No.3 窓付特殊サイズ(縦153×横113)封筒通知用(総務課)【表1/裏0 墨】郵便番号欄不要

No.5 長崎監督署窓付特殊サイズ(縦153×横113)封筒(労災補償通知用)【表1/裏0 墨】

郵便番号欄不要

No.6 各監督署窓付特殊サイズ(縦215×横105)封筒(不備返戻用)【表1/裏0 墨】郵便番号欄不要

No.7 各安定所窓付長3封筒(求人票送付用)【表1/裏0 緑色】 郵便番号欄も緑色で印刷のこと

但し、⑨長崎安定所分については、表1/裏1 緑色

No.8 窓付特殊サイズ大(縦310×横225)封筒通知用(職業安定部)

【表1/裏0 緑色】郵便番号欄不要

※全て「口糊加工」なし。

3. 所要数

別表のとおり

5. 納期(参考)

平成30年9月28日(金)

6. その他(契約業者了承事項等)

- ・ 納品は、長崎労働局内各部署・各労働基準監督署(駐在所)・各公共職業安定所(出張所)へ直接行うこと。
- ・ 封筒のデザインについては、データ有り(PDF形式又はマッキントッシュ イラストレーターバージョン8.0)
また、注文時にデザイン一部修正する場合がある。
- ・ 校正は2回行う。
- ・ 裏面に印刷のある封筒は、スミ貼封筒とすること。
- ・ 使用する封筒については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)(※グリーン購入法)の基本方針における「事務用封筒(紙製)」「窓付き封筒(紙製)」の判断の基準を満たすこと。

【参考(グリーン購入法における判断の基準)】

古紙パルプ配合率40%以上(窓部分を除く)であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、材地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。

なお、使用する封筒については、封入物が透けない仕様とすること。透ける場合は、封筒の変更又は、g/m²を変更させる場合があるため、事前に封筒を担当職員に提出し了承を得ること。

- ・ 本仕様書に定めのない事項、その他不明な点等がある場合には、担当職員との協議によること。
- ・ 印刷物の制作上で発生した著作権及びDTPデータ等の所有権は長崎労働局に帰属するものとする。(封筒印刷以外で上記所有権の使用を行わない。)
- ・ 作成したデータは、PDF形式及び後に加工可能な電子媒体(イラストレーターバージョン8.0)の両方で納品時に長崎労働局に提出すること。(イラストレーターについては、Windows版でも開けるデータであること。)

仕 様 書 (封筒)

3. 使用部署別所要数

(別表)

	使用部署	郵便番号	納入先住所	電話番号	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	備考
					長3(枚)	角2(枚)	窓付き①総務課(枚)	窓付き(小)②安定部(枚)	窓付き③労災通知用(枚)	窓付き④不備返戻用(枚)	窓付き⑤求人送付用(枚)	窓付き(大)⑥安定部(枚)	
①	長崎労働局 総務部総務課	〒850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命ビル3F	095-801-0020	3,000	1,500	1,000						※納品は、各部署あて直送すること。 (総務課へ一括納品しないこと。)
	長崎労働局 総務部徴収室	〒850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命ビル4F	095-801-0025	4,000	0							
	長崎労働局 労働基準部	〒850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命ビル6F	095-801-0030	2,000	2,500							
	長崎労働局 職業安定部	〒850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命ビル6F	095-801-0040	20,000	7,500		0				7,000	
	長崎労働局 雇用環境・均等室	〒850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命ビル3F	095-801-0050	5,000	3,000							
②	長崎労働基準監督署	〒852-8542	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2F	095-846-6387	8,000	3,000			1,000	1,000			No.5窓付き労災通知用についてはデザイン変更あり。※窓の大きさについて
③	長崎労働基準監督署 五島駐在事務所	〒853-0015	五島市東浜町2-1-1 福江地方合同庁舎2F	0959-72-2951	0	500			0	0			
④	佐世保労働基準監督署	〒857-0041	佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎3F	0956-24-4161	3,000	1,000			0	0			
⑤	江迎労働基準監督署	〒859-6101	佐世保市江迎町長坂123-19	0956-65-2141	1,000	0			0	0			
⑥	島原労働基準監督署	〒855-0033	島原市新馬場町905-1	0957-62-5145	0	500			0	0			
⑦	諫早労働基準監督署	〒854-0081	諫早市栄田町47-37	0957-26-3310	1,000	1,000			0	0			
⑧	対馬労働基準監督署	〒817-0016	対馬市厳原町東里341-42 厳原地方合同庁舎3F	0920-52-0234	0	500			0	0			
	対馬労働基準監督署 老岐駐在事務所	〒811-5133	老岐市郷ノ浦町本村触620-4 老岐地方合同庁舎1F	0920-47-0467	0	0			0	0			
⑨	長崎公共職業安定所	〒852-8522	長崎市宝栄町4-25	095-862-8609	38,000	22,500					17,000		※「長3」の20,000枚および「角2」の10,000枚は「長崎労働局総務部総務課」へ納品。
	ハローワーク長崎 つきまちセンター	〒850-0877	長崎市築町3-18 メルカつきまち3F	095-823-0810	0	0					0		
	ヤングハローワーク長崎	〒852-8108	長崎市川口町13-1 長崎西洋館3F	095-819-9000	0	0					0		
	ハローワーク長崎 西洋館センター	〒852-8108	長崎市川口町13-1 長崎西洋館2F	095-808-0251	0	0							
⑩	長崎公共職業安定所 西海出張所	〒857-2303	西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷412	0959-22-0033	3,000	1,000					0		
⑪	佐世保公共職業安定所	〒857-0851	佐世保市稻荷町2-30	0956-34-8609	20,000	5,000					8,000		
	ハローワークプラザ佐世保	〒857-0052	佐世保市松浦町2-28 JAながさき西海会館3F	0956-24-0810	0	0							
⑫	諫早公共職業安定所	〒854-0022	諫早市幸町4-8	0957-21-8609	4,000	1,500					5,000		
⑬	大村公共職業安定所	〒856-8609	大村市松並1-213-9	0957-52-8609	9,000	3,500					0		
⑭	島原公共職業安定所	〒855-0042	島原市片町633	0957-63-8609	6,000	1,500					1,000		
⑮	江迎公共職業安定所	〒859-6101	佐世保市江迎町長坂182-4	0956-66-3131	6,000	500							
⑯	五島公共職業安定所	〒853-0007	五島市福江町7-3	0959-72-3105	4,000	1,500					1,000		
⑰	対馬公共職業安定所	〒817-0013	対馬市厳原町中村642-2	0920-52-8609	3,000	1,500							
⑱	対馬公共職業安定所老岐出張所	〒811-5133	老岐市郷ノ浦町本村触620-4 老岐地方合同庁舎1F	0920-47-0054	1,000	500					3,000		
	合 計				141,000	60,000	1,000	0	1,000	1,000	35,000	7,000	



総務部
総務課 TEL (095) 801-0020 FAX (095) 801-0021
運用課・均等室 TEL (095) 801-0050 FAX (095) 801-0051
長崎労働局総合労働相談コーナー
TEL (095) 801-0023 FAX (095) 801-0024

労働基準部
監理課 TEL (095) 801-0030 FAX (095) 801-0031
健康安全課 TEL (095) 801-0032 FAX (095) 801-0031
賃金室 TEL (095) 801-0033 FAX (095) 801-0031
労災補償課 TEL (095) 801-0034 FAX (095) 801-0031
TEL (095) 801-0019 (レセプト係室)

職業安定部
職業安定課 TEL (095) 801-0040 FAX (095) 801-0041
職業対策課 TEL (095) 801-0042 FAX (095) 801-0043
訓練室 TEL (095) 801-0044 FAX (095) 801-0041
雇付課 TEL (095) 801-0045 FAX (095) 801-0041
雇用保険電子申請事務センター
TEL (095) 886-5109 FAX (095) 896-5299

厚生労働省
長崎労働局

〒850-0033 長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル

- 3階**
 - 総務部
 - 総務課
- 4階**
 - 総務部
 - 労働保険徴収室
- 6階**
 - 労働基準部
 - 監督安全課
 - 健康安全室
 - 賃金室
 - 労災補償課

職業安定部
職業安定課
職業対策課
訓練室
常設高専実習室

雇用保険電子申請事務センター

<http://nagasaki-roundoukyoku.site.mhlw.go.jp/>

平成 年 月 日

確認



長崎労働基準監督署

〒852-8542 長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2階
TEL(代) (095) 846-6353

安サケルイッ

- 労 災 課 TEL(095)846-6386 FAX(095)846-6357
- 業 務 課 TEL(095)846-6387 FAX(095)846-6357
- 総合労働相談 TEL(095)846-6390 FAX(095)846-2480
- 監 査 方 面 TEL(095)846-6391 FAX(095)846-2480
- 安全衛生課 TEL(095)846-6392 FAX(095)846-2480

安全・健康・快適職場 **+** 知っていますか 最低賃金
働くあなたに種々な変更 労働保険

確認		
----	--	--



 厚生労働省
佐世保労働基準監督署
〒857-0041 佐世保市木場田町2-19
佐世保合同庁舎3階
TEL (0956) 24-4161
FAX (0956) 24-4434

安全・健康・快適職場 **+** 知っていますか 最低賃金
働くあなたに様々な支え 労働保険

確認

--	--	--	--	--	--	--

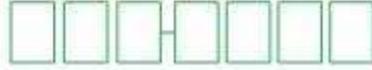
 厚生労働省

江迎労働基準監督署

〒859-6101 佐世保市江迎町長坂123-19
TEL (0956) 65-2141
FAX (0956) 65-2142

安全・健康・快適職場 **+** 知っていますか 最低賃金
働くあなたに確かな支え 労働保険

確認		
----	--	--



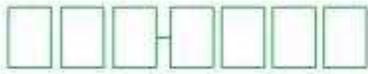
諫早労働基準監督署

〒854-0081 長崎県諫早市柴田町47-37
TEL(0957)26-3310
FAX(0957)26-3356

安全・健康・快適職場 **+** 知っていますか、最低賃金
働くあなたに確かな支え 労働保険

確認





厚生労働省 / ハローワーク長崎

郵政サービスセンターでは、本所と連携して
ハローワーク長崎の業務に付随する
サービスを提供しております。
ご利用をお願いいたします。

長崎公共職業安定所

〒852-8522 長崎市宝栄町4番25号
電話(代表) (095)862-8609
ファクシミリ/FAX番号は封筒裏面に記載しています。

ヤングハローワーク長崎

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館 3F
電話 (095)819-9000 FAX (095)847-1700

ハローワーク長崎西洋館センター

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館 2F
電話 (095)808-0251 FAX (095)808-0254

ハローワーク長崎つきまちセンター

〒850-0877 長崎市築町3-18 ヌルカつきまち3F
【雇用サービスセンター】
電話 (095)829-5252 FAX (095)823-1137

【ハローワーク長崎】
電話 (095)823-0810 FAX (095)823-2260

【長崎サービスセンター】
電話 (095)829-5254 FAX (095)823-2321

長崎公共職業安定所
ダイヤルイン

(1F) 職業相談第一部門	(095) 862-8643
職業相談第二部門	(095) 862-8631
職業相談第三部門	(095) 862-8674
	(095) 872-8722
(2F) 求人部門	(095) 862-8642
企画部門	(095) 862-8676
給付課	(095) 862-8613
給用課	(095) 862-8647
(3F) 庶務課	(095) 862-8654
FAX/1F	(095) 833-1040
2F	(095) 862-8615
3F	(095) 864-0220

確認



ハローワーク西海

長崎公共職業安定所 西海出張所

〒857-2303 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸西浜線412

電話(0959)22-0033 FAX(0959)23-3164

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp/>

担当

内線()

確認



ハローワーク佐世保

〒857-0052 佐世保市松浦町2-28
JA佐世保西海会館2階
TEL (0956) 24-0810
FAX (0956) 24-0920

佐世保公共職業安定所

〒857-0052 佐世保市松浦町2-28

TEL (0956) 34-8609
FAX (0956) 32-5033(2F)
(0956) 120-8150(2F)
(0956) 32-5022(1F)

・アサートセンター併設

ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.go.jp/>

担当

内線()

確認

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------



厚生労働省

ハローワーク諫早

諫早公共職業安定所

〒854-0022 長崎県諫早市幸町4番8号 代表電話(0957)21-8609

HP: <http://www.hello-work.jp>

FAX

<input type="checkbox"/> 雇用保険給付課	11#
<input type="checkbox"/> 雇用保険適用課	21#
<input type="checkbox"/> 求人部門	31#
<input type="checkbox"/> 前向きコーナー	32#
<input type="checkbox"/> 職業相談第1部門	41#
<input type="checkbox"/> 職業相談第2部門	42#
<input type="checkbox"/> 相談課	51#

<input type="checkbox"/> 職業相談第1 第2部門	
雇用保険給付課	
(0957)21-8610	
<input type="checkbox"/> 求人部門 助成センター	
雇用保険適用課	
(0957)21-3541	
<input type="checkbox"/> 課番号	
(0957)23-7721	

〒854-0022 長崎県諫早市幸町4番8号 <https://www.hello-work.jp/>

担当

内線()

確認



厚生労働省

ハローワーク大村

大村公共職業安定所

〒856-8609 長崎県大村市松並1丁目213-9

TEL (0957)52-8609

FAX (0957)52-1473・54-6961

ホームページURL <https://www.hellowork.go.jp/>

担当 () 内線()

確認



ハローワーク島原

島原公共職業安定所

〒855-0042 長崎県島原市片町633

TEL(0957)63-8609

FAX(0957)65-0012<1階> (0957)63-5804<2階>

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp/>

担当 () 内線()

確認



厚生労働省

ハローワーク江迎

江迎公共職業安定所

〒859-6101 長崎県佐世保市江迎町長坂182-4

TEL(代表) (0956) 66-3131

FAX(1階) (0956) 66-3139 (2階) (0956) 66-3094

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp/>

担当

内線()

確認



ハローワーク五島

五島公共職業安定所

〒853-0007

長崎県五島市福江町7-3

TEL (0959) 72-3105 (代表)

FAX (0959) 74-1821

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp/>

担当

内線()

確認



ハローワーク対馬

対馬公共職業安定所

〒817-0013

長崎県対馬市厳原町中村642-2

TEL (0920) 52-8609 (代表)

FAX (0920) 52-8619 (1F)

FAX (0920) 52-6500 (2F)

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp/>

担当 () 内線 ()

確認欄	
封入料	健康封筒



ハローワーク杵岐

対馬公共職業安定所 杵岐出張所

〒811-5133 長崎県杵岐市郷ノ浦町本村融620-4

TEL (0920)47-0054

FAX (0920)47-5754

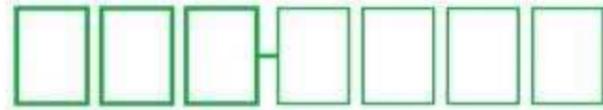
ハローワークオンラインサービス

<https://www.hellowork.go.jp/>

担当

内線()

推認



長崎労働局

〒850-0033 長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル

3階

総務部
総務課 TEL(095)801-0020 FAX(095)801-0021

雇用環境・均等室 TEL(095)801-0050 FAX(095)801-0051
長崎労働局総合労働相談コーナー
TEL(095)801-0023 FAX(095)801-0024



4階

総務部
労働保険徴収室 TEL(095)801-0025 FAX(095)801-0026

6階

労働基準部
監督課 TEL(095)801-0030 FAX(095)801-0031
健康安全課 TEL(095)801-0032 FAX(095)801-0031
賃金室 TEL(095)801-0033 FAX(095)801-0031
労災補償課 TEL(095)801-0034 FAX(095)801-0031
TEL(095)801-0019 (レセプト審査)

職業安定部
職業安定課 TEL(095)801-0040 FAX(095)801-0041
職業対策課 TEL(095)801-0042 FAX(095)801-0043
訓練室 TEL(095)801-0044 FAX(095)801-0041
需給調整事業室 TEL(095)801-0045 FAX(095)801-0041
雇用保険電子申請事務センター
TEL(095)895-5109 FAX(095)895-5299

確認

平成 年 月 日

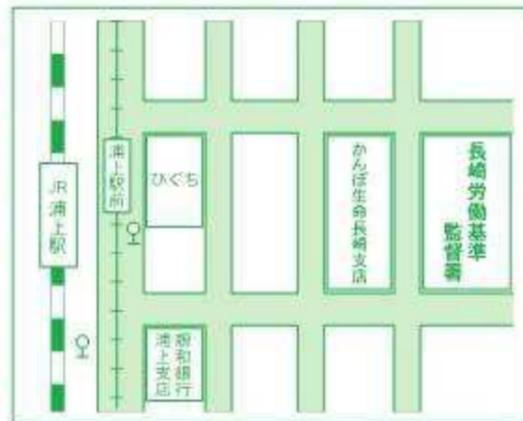


長崎労働基準監督署

〒852-8542 長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2階
TEL(代) (095)846-6353

ダイヤルイン

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 労災課 | TEL(095)846-6386
FAX(095)846-6357 |
| <input type="checkbox"/> 業務課 | TEL(095)846-6387
FAX(095)846-6357 |
| <input type="checkbox"/> 総合労働相談 | TEL(095)846-6390
FAX(095)846-2480 |
| <input type="checkbox"/> 監督方面 | TEL(095)846-6391
FAX(095)846-2480 |
| <input type="checkbox"/> 安全衛生課 | TEL(095)846-6392
FAX(095)846-2480 |



安全・健康・快適職場 **+** 知っていますか 最低賃金
働くあなたに確かな支え 労働保険

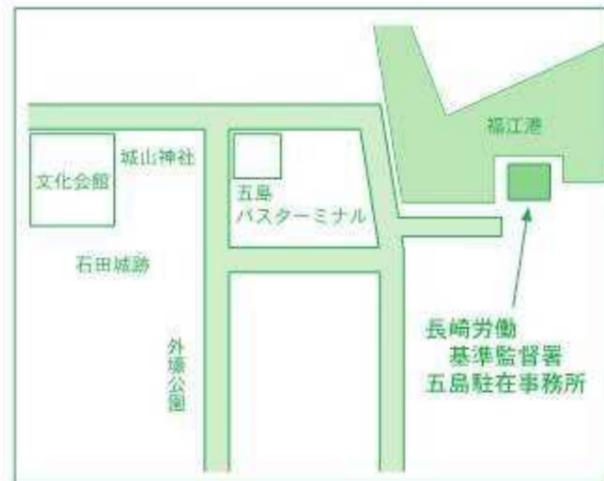
確認

--	--



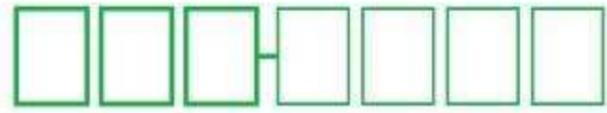
長崎労働基準監督署 五島駐在事事務所

〒853-0015
五島市東浜町2-1-1
福江地方合同庁舎2階
TEL(0959)72-2951
FAX(0959)72-7116



安全・健康・快適職場 **+** 知っていますか 最低賃金
働くあなたに確かな支え 労働保険

確認



佐世保労働基準監督署

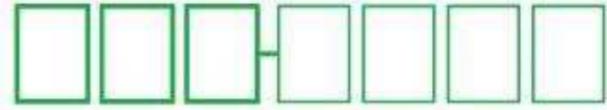
〒857-0041
佐世保市木場田町2-19
佐世保合同庁舎3階
TEL(0956)24-4161
FAX(0956)24-4434



安全・健康・快適職場 **+** 知っていますか 最低賃金
働くあなたに確かな支え 労働保険

確認

--	--



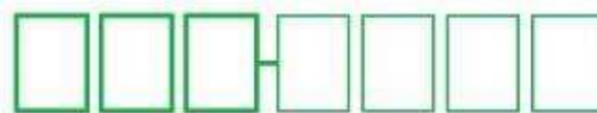
島原労働基準監督署

〒855-0033
島原市新馬場町905-1
TEL(0957)62-5145
FAX(0957)62-5146



安全・健康・快適職場 **+** 知っていますか 最低賃金
働くあなたに確かな支え 労働保険





諫早労働基準監督署

〒854-0081
長崎県諫早市栄田町47-37
TEL (0957) 26-3310
FAX (0957) 26-3356



安全・健康・快適職場 **+** 知っていますか 最低賃金
働くあなたに確かな支え 労働保険





対馬労働基準監督署

〒817-0016 長崎県対馬市巖原町東里341-42 巖原地方合同庁舎内
TEL (0920) 52-0234 FAX (0920) 52-2622

対馬労働基準監督署 壱岐駐在事務所

〒811-5133 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触620-4 壱岐地方合同庁舎内
TEL (0920) 47-0467 FAX (0920) 48-0240

安全・健康・快適職場 **+** 知っていますか 最低賃金
働くあなたに確かな支え 労働保険





ハローワーク長崎

駐車スペースが十分でなく常に満車状態であり、ハローワーク周辺の路上は駐車禁止となっておりますので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

□長崎公共職業安定所

〒852-8522 長崎市宝栄町4番25号
電話(代表) (095)862-8609
ダイヤルイン・FAX番号は封筒裏面に記載しています。

担当 _____

□ヤングハローワーク長崎

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館 3F
電話 (095)819-9000 FAX (095)847-1700

担当 _____

□ハローワーク長崎つきまちセンター

〒850-0877 長崎市築町3-18 メルカつきまち3F

【雇用サービスコーナー】

電話 (095)829-5252 FAX (095)823-1137

【ハローワークプラザ長崎】

電話 (095)823-0810 FAX (095)823-2260
(095)823-1001

【長崎マザーズコーナー】

電話 (095)829-5254 FAX (095)823-2321

□ハローワーク長崎西洋館センター

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館 2F

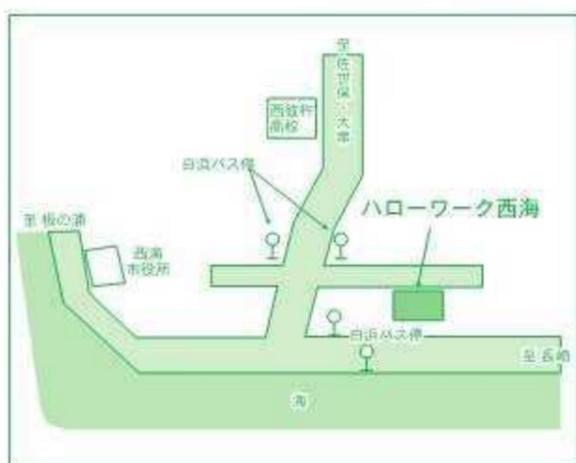
電話 (095)808-0251 FAX (095)808-0254



ハローワーク西海

長崎公共職業安定所 西海出張所

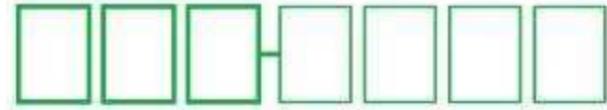
〒857-2303 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷412



電話(0959)22-0033
FAX(0959)23-3164
ハローワークインター
ネットサービス
<https://www.hellowork.go.jp/>

担当 _____ 内線(_____)

確認



ハローワーク佐世保

駐車場が常に満車状態であり、周辺の路上は駐車禁止となっております。公共交通機関のご利用をお願いします。

佐世保公共職業安定所

〒857-0851 佐世保市稲荷町2-30
TEL (0956)34-8609
FAX (0956)32-5033(2F)
(0956)20-8150(2F)
(0956)32-5022(1F)

ハローワークプラザ佐世保

〒857-0052 佐世保市松浦町2-28
JAながさき西海会館3階
・マザーズコーナー併設
TEL (0956)24-0810
FAX (0956)24-0920



ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.go.jp/>

担当 内線()

確認



ハローワーク諫早

諫早公共職業安定所

〒854-0022 長崎県諫早市幸町4番8号
代表電話(0957)21-8609

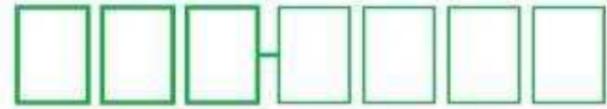
部門コード		FAX	
<input type="checkbox"/> 雇用保険給付課	11#	<input type="checkbox"/> 職業相談第1・第2部門	
<input type="checkbox"/> 雇用保険適用課	21#	雇用保険給付課	
<input type="checkbox"/> 求人部門	31#	(0957)21-8610	
<input type="checkbox"/> 助成金コーナー	32#	<input type="checkbox"/> 求人部門・助成金コーナー	
<input type="checkbox"/> 職業相談第1部門	41#	雇用保険適用課	
<input type="checkbox"/> 職業相談第2部門	42#	(0957)21-3541	
<input type="checkbox"/> 庶務課	51#	<input type="checkbox"/> 庶務課	
		(0957)23-7721	

ハローワークインターネットサービス
<https://www.hellowork.go.jp/>



担当 _____ 内線()

確認



ハローワーク大村

大村公共職業安定所

〒856-8609

長崎県大村市松並1丁目213-9

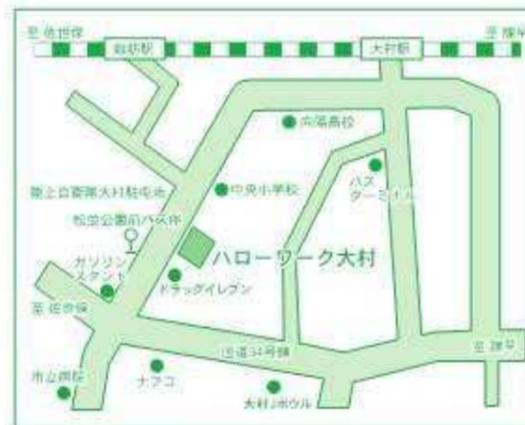
TEL (0957) 52-8609

FAX (0957) 52-1473

54-6981

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp/>

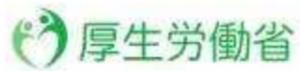


担当

内線()

確認

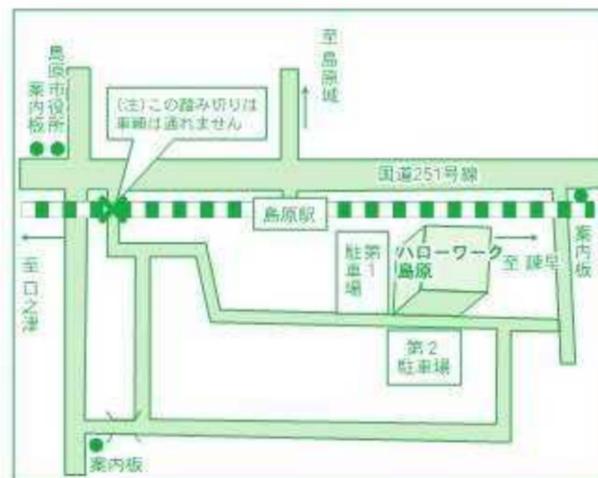
--



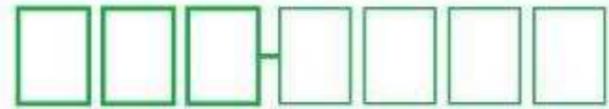
ハローワーク島原

島原公共職業安定所

〒855-0042
長崎県島原市片町633
TEL(0957)63-8609
FAX(0957)63-5804<2階>
(0957)65-0012<1階>
ハローワークインターネットサービス
<https://www.hellowork.go.jp/>



担当 内線() 確認



ハローワーク江迎

江迎公共職業安定所

〒859-6101 長崎県佐世保市江迎町長坂182-4

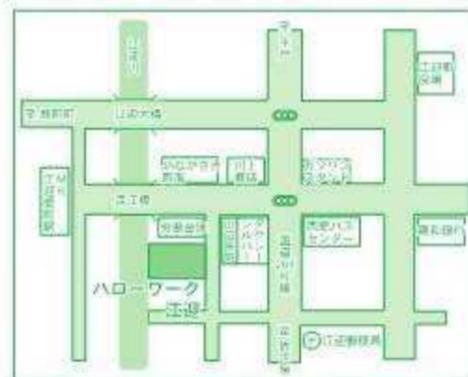
TEL(代表) (0956)66-3131

FAX(1階) (0956)66-3139

(2階) (0956)66-3094

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp/>



担当 _____ 内線()

確認

--	--



ハローワーク五島

五島公共職業安定所

〒853-0007

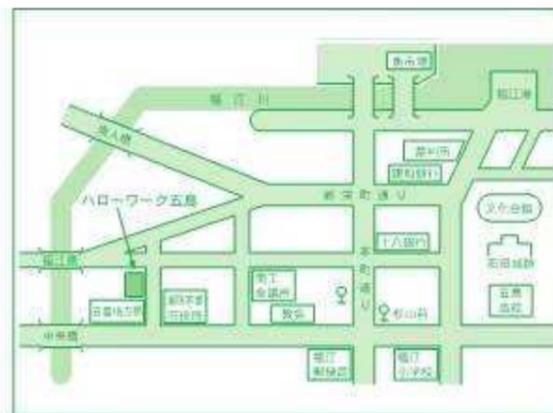
長崎県五島市福江町7-3

TEL (0959)72-3105(代表)

FAX (0959)74-1821

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp/>



担当

内線()

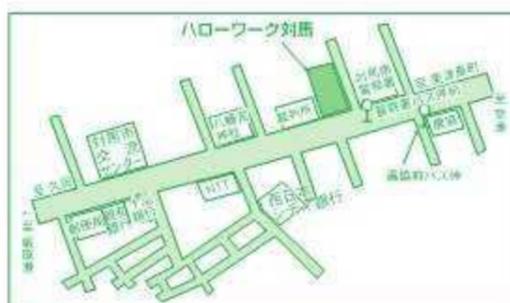
確認



ハローワーク対馬

対馬公共職業安定所

〒817-0013 長崎県対馬市厳原町中村642-2
TEL (0920) 52-8609(代表)
FAX (0920) 52-8619(1F)
FAX (0920) 52-6500(2F)

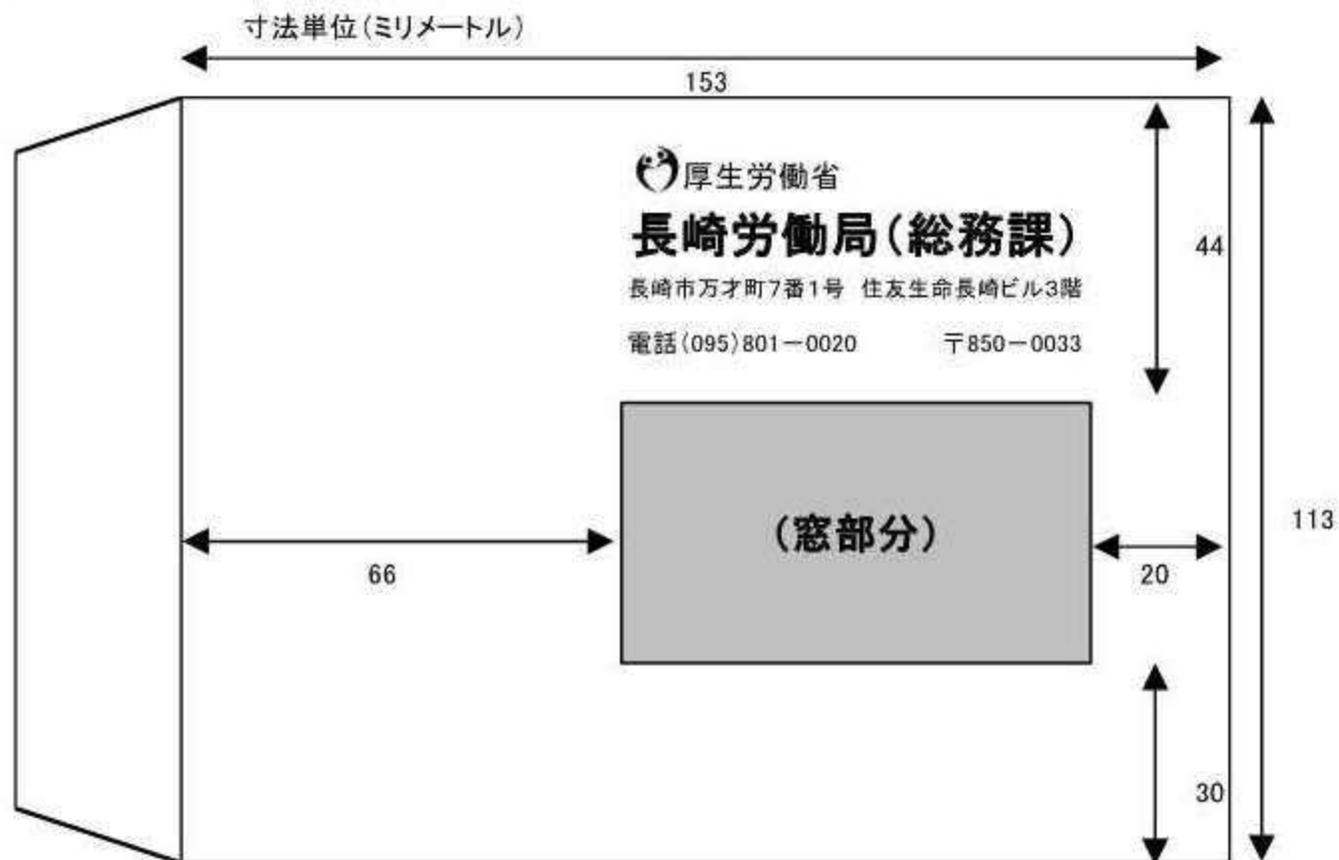


ハローワーク
インターネットサービス
<https://www.hellowork.go.jp/>

担当 _____ 内線()

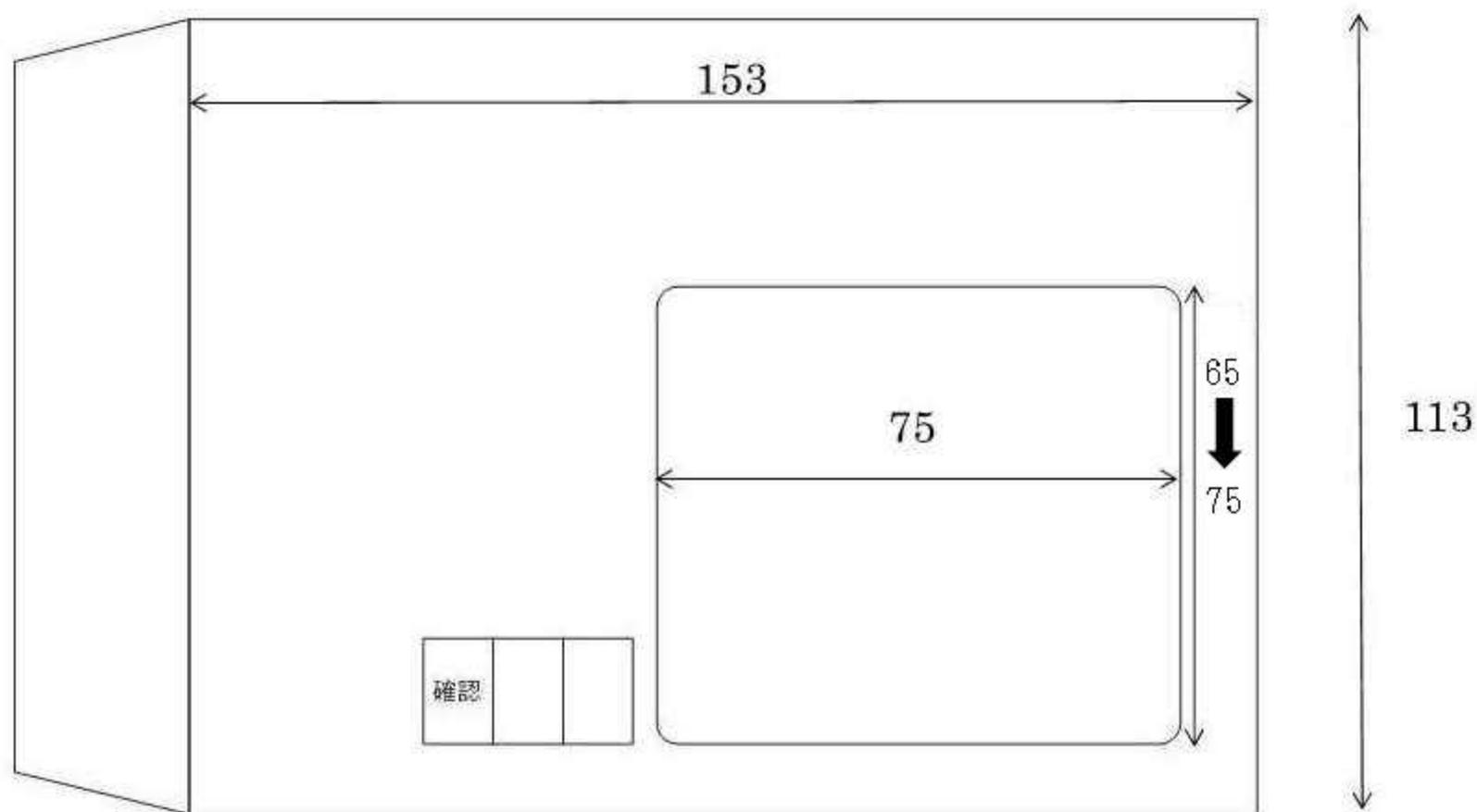
確認欄	
封入者	確認・封緘者

① 窓付特殊サイズ封筒通知用(総務課)

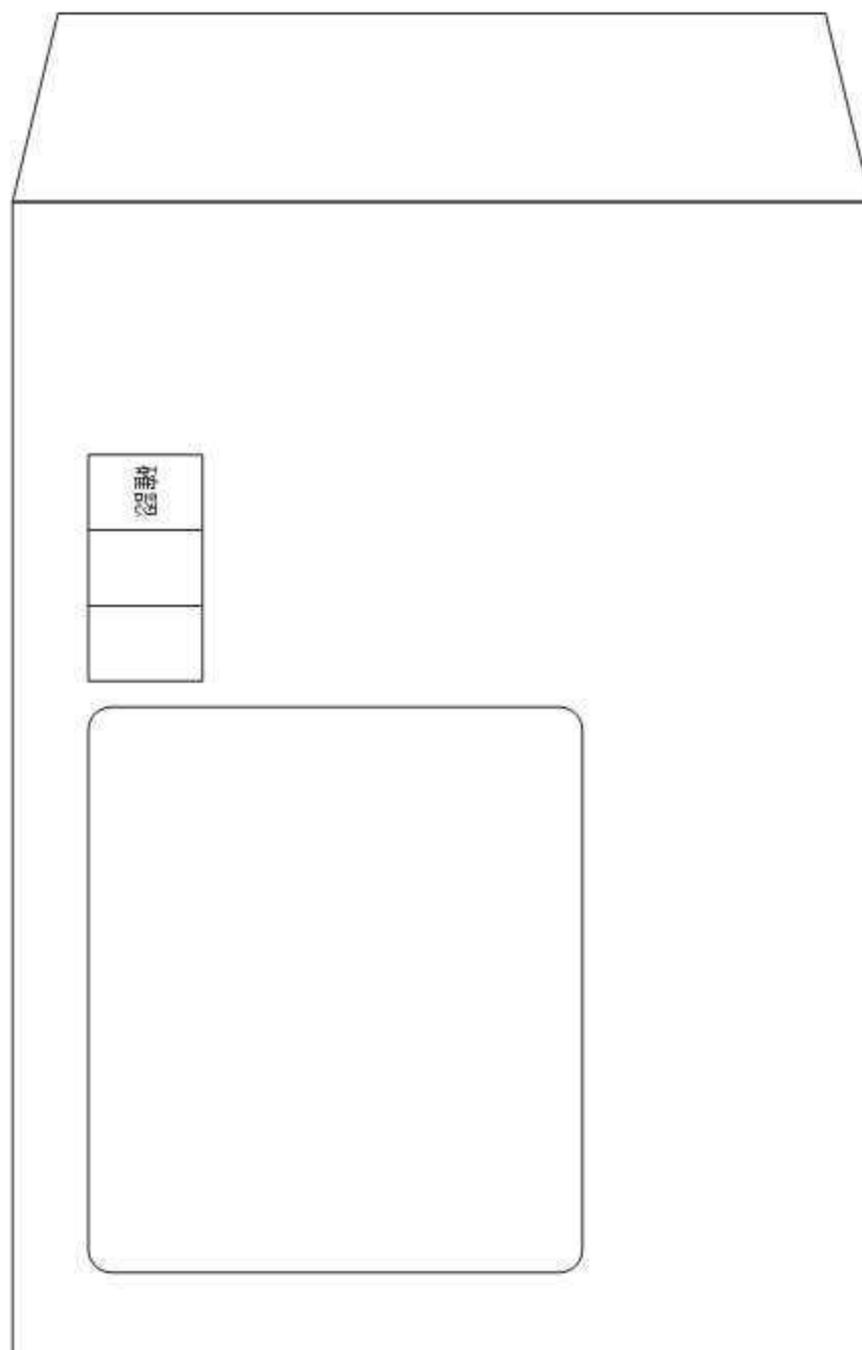


② 長崎労働基準監督署 窓付特殊サイズ封筒（労災通知用）

【墨1C】 ※表示される寸法の単位は「ミリメートル」



労災通知用 113×153窓【墨1C】



② 長崎労働基準監督署窓付特殊サイズ封筒（不備返戻用）

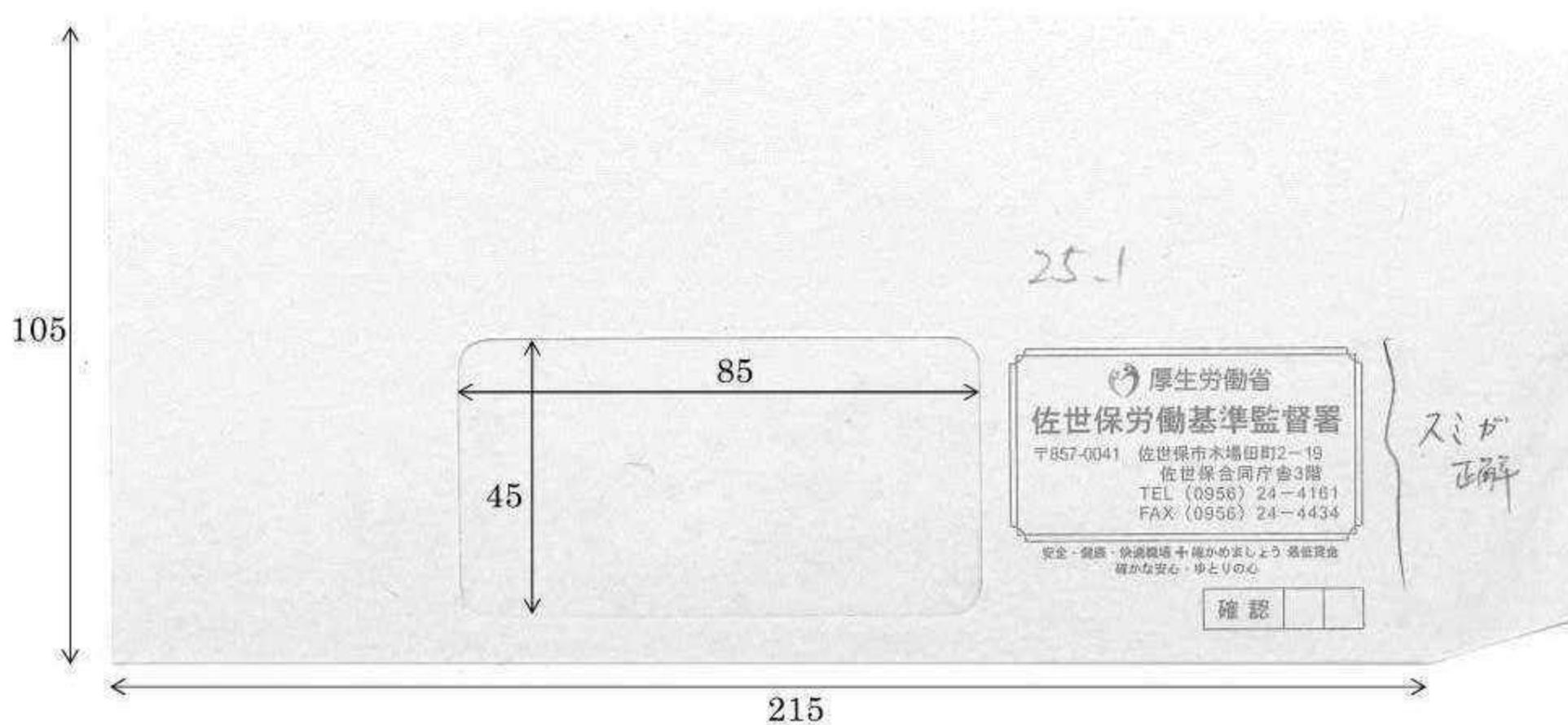


④ 佐世保労働基準監督署窓付特殊サイズ封筒（不備返戻用）

※文字は墨色

※他の監督署分もサイズ同じ。

※表示される寸法の単位は「ミリメートル」



長崎労働局
長崎公共職業安定所 [窓付長3求人票用] 長3窓【緑1C】



 厚生労働省 **ハローワーク長崎**

長崎労働局ハローワーク長崎は、長崎県内各地に就業支援センター（ハローワーク）を設置し、求職者の就業支援に努めています。詳しくは、各就業支援センターにお問い合わせください。

□長崎公共職業安定所

〒852-8522 長崎市宝来町4番25号
電話(代表) (095)862-8609
ダイヤルイン・FAX番号は封筒裏面に記載しています。

担当

□ハローワーク長崎つきまちセンター

〒850-0877 長崎市築町3-18 丸カワつきまち3F
【雇用サービスコーナー】
電話 (095)829-5292 FAX (095)823-1137

【ハローワークラサザ長崎】

電話 (095)823-0810 FAX (095)823-2280
(095)823-1001

【長崎マサースタッフセンター】

電話 (095)829-5254 FAX (095)823-2321

□ハローワーク長崎西洋館センター

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館 2F
電話 (095)809-0251 FAX (095)809-0254

ハローワークオンラインサービス <https://www.hellowork.go.jp/>

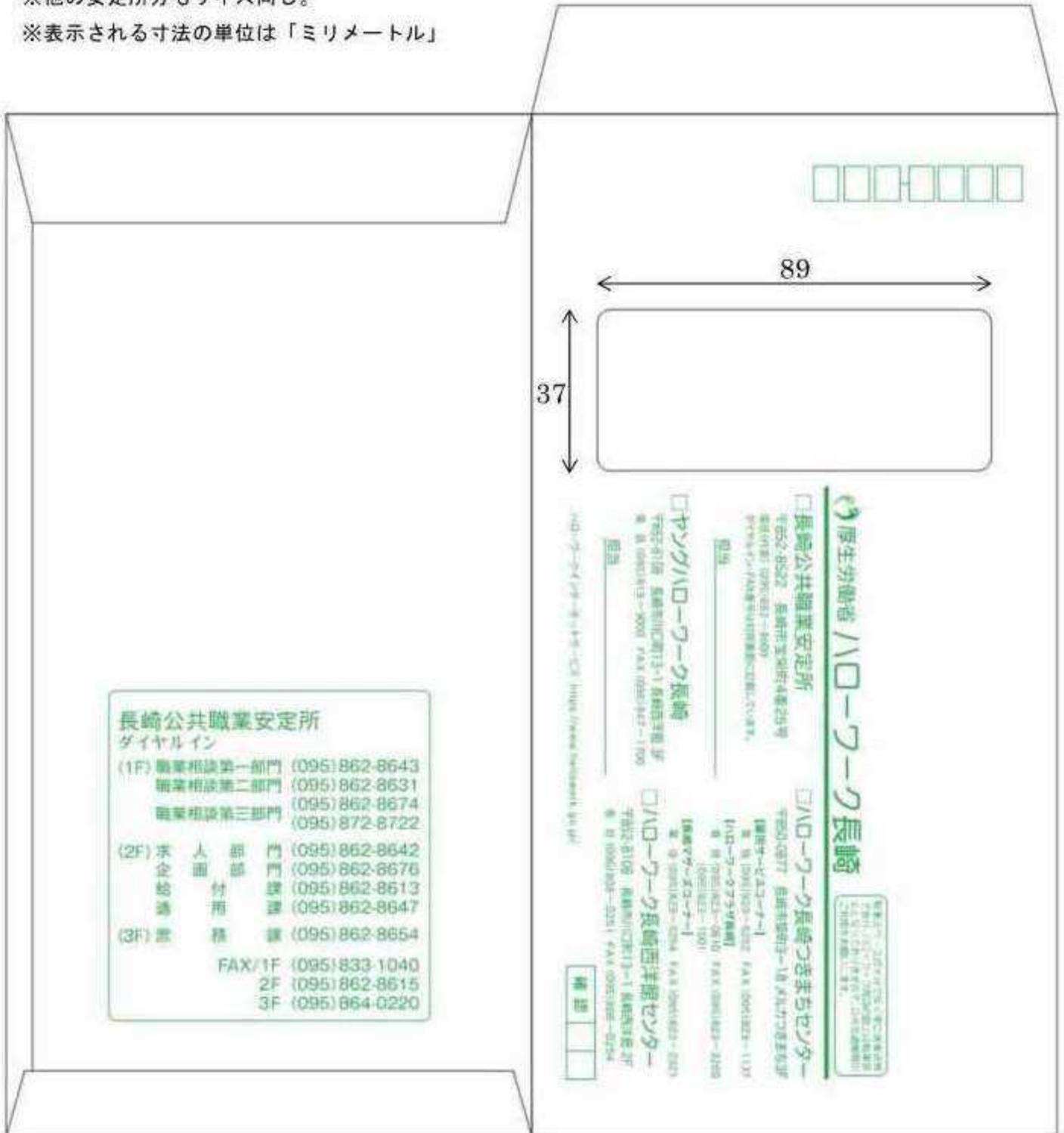
確認

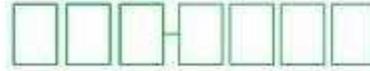
長崎公共職業安定所
ダイヤルイン

(1F) 職業相談第一部門	(095) 862-8643
職業相談第二部門	(095) 862-8631
職業相談第三部門	(095) 862-8674
	(095) 872-8722
(2F) 求人部門	(095) 862-8642
企画部門	(095) 862-8676
給付課	(095) 862-8613
適付課	(095) 862-8647
(3F) 庶務課	(095) 862-8654
FAX/1F	(095) 833-1040
2F	(095) 862-8615
3F	(095) 864-0220

⑨ 長崎労働局
長崎公共職業安定所 [窓付長3求人票用] 長3窓【緑1C】

※他の安定所分もサイズ同じ。
※表示される寸法の単位は「ミリメートル」





ハローワーク佐世保

自営業の方等に就職相談をする日、開店の直前
は就業希望主の方をお待ちます。
公共職業安定所のご利用をお勧めします。

佐世保公共職業安定所

ハローワークラサザ佐世保

〒857-0854 佐世保市稲荷町2-30

〒857-0052 佐世保市松浦町2-28

TEL (0956) 34-8609

JANがらぎ西海会館3階

FAX (0956) 32-5033(2F)

・ラサザエコーナ併設

(0956) 20-8150(2F)

TEL (0956) 24-0810

(0956) 32-5022(1F)

FAX (0956) 24-0920

ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.go.jp/>

担当

内線

）

確認

□

□



厚生労働省
ハローワーク諫早

諫早公共職業安定所

〒854-0022 長崎県諫早市幸町4番8号 代表電話(0957)21-8609

部門コード

FAX

<input type="checkbox"/> 雇用保険給付課	11#
<input type="checkbox"/> 雇用保険給付課	21#
<input type="checkbox"/> 求人部門	31#
<input type="checkbox"/> 総合窓口	32#
<input type="checkbox"/> 職業相談第1部門	41#
<input type="checkbox"/> 職業相談第2部門	42#
<input type="checkbox"/> 労務課	51#

<input type="checkbox"/> 職業相談課1-第2部門 雇用保険給付課 (0957)21-8610
<input type="checkbox"/> 求人部門 総合窓口 雇用保険給付課 (0957)21-3541
<input type="checkbox"/> 労務課 (0957)23-7721

ハローワークオンラインサービス https://www.hellowork.go.jp/

担当 内線() 確認

⑭ 長崎労働局

島原公共職業安定所 [窓付長3求人票用]

長3窓【緑1C】

※サイズは長崎公共職業安定所分と同じ。

厚生労働省
ハローワーク島原

島原公共職業安定所
〒855-0042 長崎県島原市片町63F
TEL(0957)63-8609
FAX(0957)65-0012(1階) (0957)83-5604(2階)
パソコン・インターネット・PC2
<https://www.hellowork.go.jp/>

担当 _____ 内線(_____) 電 認



ハローワーク杵岐

対馬公共職業安定所 杵岐出張所

〒811-5133 長崎県杵岐市郷ノ浦町本村廻620-4

TEL (0920)47-0054

FAX (0920)47-5754

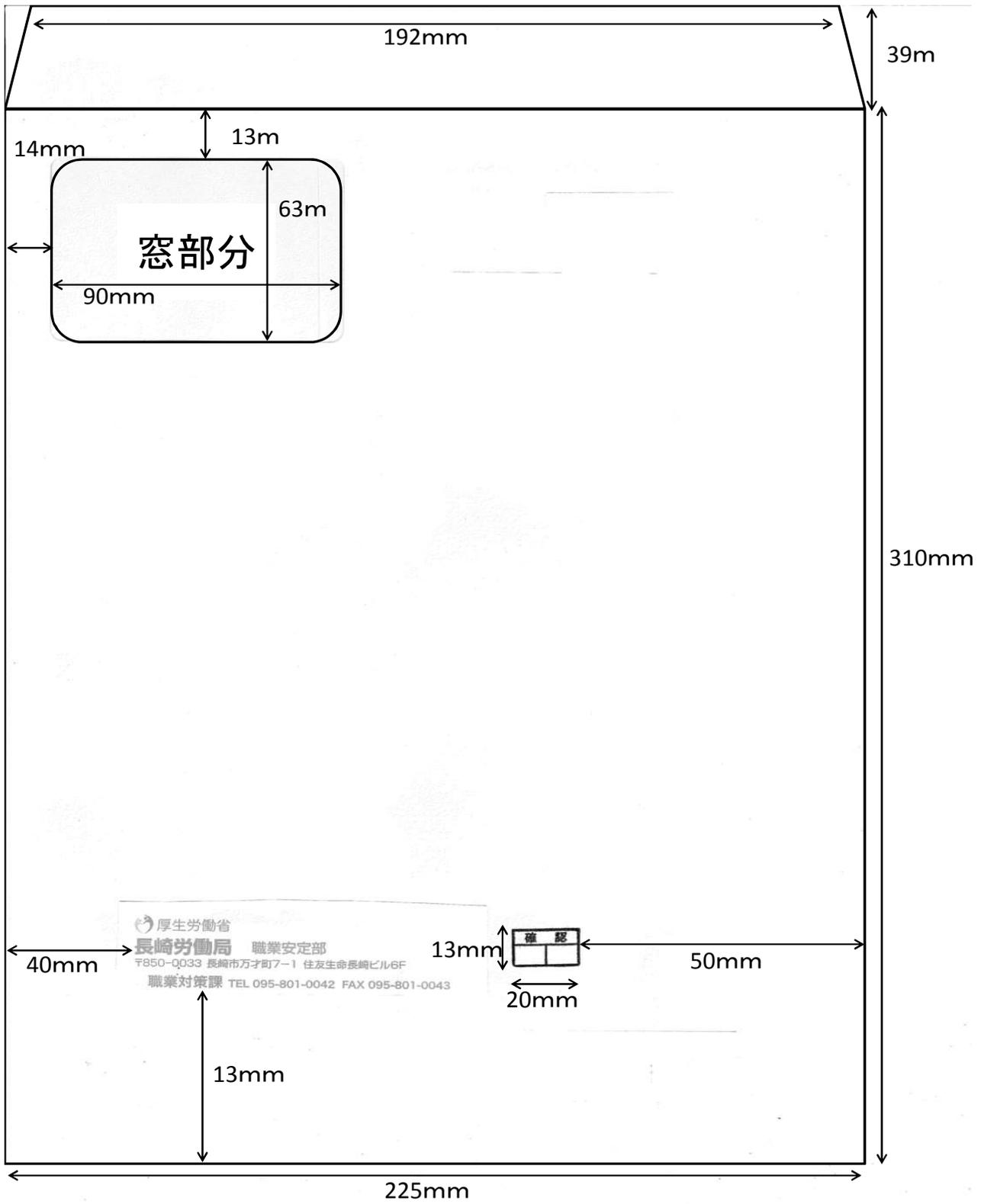
ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp/>

担当 (_____)

確認

No.8窓付特殊サイズ大封筒通知用(職業安定部)



入札関係書類受領書

【 F A X 送 信 票 】

長崎労働局 総務部 総務課 会計第一係 行

(F A X 番 号 0 9 5 - 8 0 1 - 0 0 2 1)

案 件 名	平成30年度労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所業務用封筒作製
受 領 日 (ダウンロード日)	
会 社 名	
担当者名	
担当者電話番号	
担当者FAX番号	
備 考	

※入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合又は窓口で受領した場合には、本票に記載のうえ、上記FAX番号に送信（又は窓口へ提出）してください。

※急な仕様の変更等をした場合、又は質疑等に関する回答を行う場合に貴担当者様への連絡の際に使用させていただきます。

入札参加申込書

1 案件名 平成30年度労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所業務用封筒作製

2 競争に参加するものに必要な資格に関する事項について

- (1) 平成28・29・30年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級
物品の製造（ ）等級
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない。 はい ・ いいえ
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載しているものではない。 はい ・ いいえ
- (5) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金及び労働保険）の加入義務があるにもかかわらず、加入していないものではない。
※自社に該当する保険制度のにチェック（）を入れること。 はい ・ いいえ
- (6) 該当する制度の保険料の滞納があり、指導に応じず、現在も滞納があるものではない。 はい ・ いいえ
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。 はい ・ いいえ

1 事業所名	
2 担当者所属名称	
3 担当者名	
4 担当者所属住所等	
5 担当者電話番号	
6 担当者FAX番号	
7 担当者メールアドレス	

入札方式 紙入札 ・ 政府電子調達(GEPS)システム

(いずれかに○)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 高際 淳一 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

政府電子調達(GEPS)システム案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記の入札案件について、政府電子調達(GEPS)システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

平成30年度労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所業務用封筒作製

2 政府電子調達(GEPS)システムでの参加ができない理由

入札書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 高際 淳一 様

入札者所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(代理人による入札の場合は) 代理人

⑩

⑩

※ 代理人による入札の場合は代表者の⑩は不要。

下記金額をもって入札いたします。

記

	億	千	百	十	万	千	百	十	円	也
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(税抜き)

※ 金額の頭に必ず『金』もしくは『¥』マークを入れること。

電子くじ番号

--	--	--

※ 3ケタの電子くじ番号(000~999)を記入すること。(同価入札の場合に使用する)

1. 件名 平成30年度労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所業務用封筒作製

2. 入札条件 予算決算及び会計令第76条の定めるところによる。

- 備考
- 1 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の課税相当部分に100/108に相当する金額を記入すること。
 - 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。
 - 3 「入札金額内訳書」(別紙3-2)を添付のこと。
 - 4 「入札書」または「入札金額内訳書」の添付漏れや計算誤り、金額の訂正は入札無効となるので注意のこと。

入札金額内訳書

(件名)平成30年度労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所業務用封筒作製

	品名	数量(枚)	単価	金額
1	長3封筒(労働局)	34,000	円	円
2	長3封筒(長崎署)	8,000	円	円
3	長3封筒(佐世保署)	3,000	円	円
4	長3封筒(江迎署)	1,000	円	円
5	長3封筒(諫早署)	1,000	円	円
6	長3封筒(長崎所)	38,000	円	円
7	長3封筒(西海出張所)	3,000	円	円
8	長3封筒(佐世保所)	20,000	円	円
9	長3封筒(諫早所)	4,000	円	円
10	長3封筒(大村所)	9,000	円	円
11	長3封筒(島原所)	6,000	円	円
12	長3封筒(江迎所)	6,000	円	円
13	長3封筒(五島所)	4,000	円	円
14	長3封筒(対馬所)	3,000	円	円
15	長3封筒(老岐出張所)	1,000	円	円
16	角2封筒(労働局)	14,500	円	円
17	角2封筒(長崎署)	3,000	円	円
18	角2封筒(五島駐在事務所)	500	円	円
19	角2封筒(佐世保署)	1,000	円	円
20	角2封筒(島原署)	500	円	円
21	角2封筒(諫早署)	1,000	円	円
22	角2封筒(対馬署・老岐駐在事務所)	500	円	円
23	角2封筒(長崎所)	22,500	円	円
24	角2封筒(西海出張所)	1,000	円	円
25	角2封筒(佐世保所)	5,000	円	円
26	角2封筒(諫早所)	1,500	円	円
27	角2封筒(大村所)	3,500	円	円
28	角2封筒(島原所)	1,500	円	円
29	角2封筒(江迎所)	500	円	円
30	角2封筒(五島所)	1,500	円	円
31	角2封筒(対馬所)	1,500	円	円
32	角2封筒(老岐出張所)	500	円	円
33	窓付特殊サイズ封筒通知用(総務課)	1,000	円	円
34	窓付特殊サイズ(大)封筒通知書用(職業安定部)	7,000	円	円
35	窓付特殊サイズ封筒労災通知用	1,000	円	円
36	窓付特殊サイズ封筒不備返戻用(長崎署)	1,000	円	円
37	窓付長3封筒求人票用(長崎所)	17,000	円	円
38	窓付長3封筒求人票用(佐世保所)	8,000	円	円
39	窓付長3封筒求人票用(諫早所)	5,000	円	円
40	窓付長3封筒求人票用(島原所)	1,000	円	円
41	窓付長3封筒求人票用(五島所)	1,000	円	円
42	窓付長3封筒求人票用(老岐出張所)	3,000	円	円
43	梱包・配送料(個)			円
合計(入札金額)				円

※消費税及び地方税は含めないこと。

※単価は小数点第2位までとし、金額は小数点以下を切り捨てること。

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 殿

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者又は代理人氏名

印不要

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 高際 淳一 様

委任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

今般下記の者を代理人として定め、下記事項の権限を委任いたします。

受任者

所在地

商号又は名称

氏名

印

(注)

(件名)

平成30年度労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所業務用封筒作製

委任事項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について
- 契約締結について
- 代金の請求及び受領について
- 復代理人の選任について

復代理人への委任事項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について

※該当項目の□にチェック(✓)を入れること。

(注) 代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

代理人入札に係る留意事項

代理人をもって入札に参加する場合には、下記により委任状を作成の上、入札書提出の際に提出してください。

1. 入札事務を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合
 - (1) 委任状の委任者名は、その法人の代表者名とし、代理人は入札を行うものとする。
 - (2) 入札書の入札者は上記代理人とすること。

2. 入札事務を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合
 - (1) 委任状は、「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」の形で委任状を二通作成すること。

その際「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長」への委任状は、別紙4を使用し、復代理人の選任の欄にチェックを入れること。「支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」への委任状は、別紙4(復代理人用)を使用すること。

 - イ) 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所の長に対し委任する際の委任状については、委任状の代表者は、その法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所の長とすること。
 - ロ) 同一法人の支店又は営業所の長が更に他の者に委任する際の委任状については、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所の長とし、代理人は実際に入札を行う者とすること。なお、任意代理人の復任権は、制限されており、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。(民法第104条)
 - (2) 入札書は前記1と同様、入札者を上記代理人(実際に入札を行う者)とすること。

委任状 (復代理人用)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 様

委任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

今般下記の者を代理人として定め、下記事項の権限を委任いたします。

受任者

所在地

商号又は名称

氏名

印

(注)

(件名)

平成30年度労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所業務用封筒作製

委任事項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について

※該当項目の□にチェック (✓) を入れること。

(注) 代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

代理人入札に係る留意事項

代理人をもって入札に参加する場合には、下記により委任状を作成の上、入札書提出の際に提出してください。

1. 入札事務を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合
 - (1) 委任状の委任者名は、その法人の代表者名とし、代理人は入札を行うものとする。
 - (2) 入札書の入札者は上記代理人とすること。

2. 入札事務を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合
 - (1) 委任状は、「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」の形で委任状を二通作成すること。

その際「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長」への委任状は、別紙4を使用し、復代理人の選任の欄にチェックを入れること。「支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」への委任状は、別紙4(復代理人用)を使用すること。

 - イ) 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所の長に対し委任する際の委任状については、委任状の代表者は、その法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所の長とすること。
 - ロ) 同一法人の支店又は営業所の長が更に他の者に委任する際の委任状については、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所の長とし、代理人は実際に入札を行う者とすること。なお、任意代理人の復任権は、制限されており、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。(民法第104条)
 - (2) 入札書は前記1と同様、入札者を上記代理人(実際に入札を行う者)とすること。

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかな資料を添付すること。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 殿

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

工程		実現	基準（要求内容）
製版		はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版		はい/いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフセット	はい/いいえ	③廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じている。
		はい/いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい/いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	デジタル	はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい/いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
表面加工		はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。
		はい/いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
製本加工		はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
		はい/いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。

※表1 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準を参照すること

表1 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程	項目	基準	
製版	デジタル化	工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上であること。	
	廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。	
刷版	印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。	
印刷	オフセット	VOCの発生抑制	<p>廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること。</p> <p>輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること。</p>
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。
表面加工	VOCの発生抑制	アルコール類を濃度30%未満で使用していること。	
	製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。	
製本加工	騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。	
	製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上であること。	

- 備考) 1 本基準は、印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
- 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
- 3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- 4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む。）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- 5 オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。
- 6 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPFへの加工やエネルギー回収等）を含む。

入 札 辞 退 届

案 件 名

平成30年度労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所業務用封筒
作製

上記について入札申込をしましたが、都合により入札を辞退します。

平成 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 殿

自己申告書

案件名

平成30年度労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所業務用封筒作製

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 殿